

LOCA

THE CLASS.

LOCA THE CLASS.入会時誓約書

私は、LOCA THE CLASS.に会員として申し込む（または指名会員として登録を申し込む）にあたって、以下の事項を誓約します。万が一、以下の誓約事項に違反する事項が生じた場合には、LOCA THE CLASS.会則及び利用規約に基づき、会員資格の一時停止、除名処分、利用制限を受けたとしても、一切の異議を述べません。

1. 私は、LOCA THE CLASS.会則及び利用規約の内容を十分に確認し、理解しました。これらを私自身が遵守するとともに、私が招待するゲスト会員や同伴者についても、同様に遵守させます。そのほか、LOCA THE CLASS.の利用にあたっては、施設運営者の指示に従い適切にこれを行います。
2. 私（法人会員の 경우에는、私自身のほか、会員となる法人についても同様とします）、に関して、過去及び将来において、以下各号の事項を表明し、保証します。
 - (1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団並びにこれらの構成員等の反社会的勢力を指す。以下同じ）に該当しないこと。また、反社会的勢力が自らの営業・経営に関与し、または、出資者・株主となっていないこと
 - (2) 名目を問わず、反社会勢力の威力を利用し、または反社会勢力に資金提供し、利益・便益を提供し、若しくは提供を受けておらず、また、反社会的勢力との間に取引を行っていないこと
 - (3) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④その他①～③に準ずる行為のいずれをも行っていないこと
3. 本誓約書に記載した事項について疑いが生じた場合、当該疑いについて十分な説明及び資料の提供を行うなどして、運営者からの調査に全面的に協力します。

LOCA THE CLASS.会則

- 第1章 名称ならびに所在地

第1条（名称）本施設は、「LOCA THE CLASS.NAGOYA」と称します。

第2条（所在地）本施設の運営所在地は愛知県名古屋市中区錦2丁目12-32 さくら Hills 錦1Fとします。

- 第2章 目的および経営主体と組織

第3条（目的）

本施設は、会員およびゲストの心身の健康の維持、向上に努める場にふさわしい施設を会員に提供することを目的とします。

第4条（経営主体と組織）

本施設の施設およびこれに付帯する一切のものの所有、ならびに本施設の経営、組織運営は、株式会社 LOCA（以下「運営者」といいます）が行います。

- 第3章 LOCA THE CLASS.会則と諸規定

第5条（LOCA THE CLASS.会則）

第1項 運営者は、本施設のすべての会員及び入会申請者が本施設の会員組織に入会し、本施設を利用する上で遵守すべき規則として、本会則および利用規約を定めます。本会則及び利用規約は、本施設運営上の必要性に応じて、適宜変更する場合があります。

第2項 運営者は、上記の他にも必要に応じて諸々の規定または規則（以下、本会則及び利用規約を含め、これらの規定または規則を「諸規定」といいます。）を定め、適宜変更することができます。

第3項 運営者は、本施設会則および諸規定を定めたとき、またはこれを変更したときは、会員に通知するものとします。

第4章 会員

第6条（会員資格）

第1項 本施設の会員は、諸規定に基づき、本施設の優先・優待利用権限を有します。

第2項 本施設の会員となる資格は、会員の種別に応じて本会則に定める年齢以上の個人または日本で登記された法人、日本法上の組合もしくは権利能力なき社団（以下「法人」といいます。）のうち、暴力団その他反社会的勢力もしくはその関係者でないと運営者が認めた個人または法人であり、会員として運営者が不相当と認める事由がなく、かつ、細則に定める入会手続きを完了した方に限ります。

第3項 運営者は、本施設の会員として入会を希望する者について、前項の資格基準に照らして入会に関する審査を行います。入会審査にあたっては、入会申請者の資質、社会的な評価ならびに経済面での安定性等がその対象となり、個人あるいは第4項に定める指名会員の場合はその人柄、法人の場合はその事業内容及び社風等がそれに加わります。入会審査について、運営者がその裁量に従って行うものとし、審査結果に対する異議は受け付けません。また、入会が承認されなかった場合において、運営者には不承認の理由を説明する義務はないものとします。

第4項 前項の各会員の種別及び本施設利用権限の所在は下記のとおりとします。

① 個人会員

個人会員は、年齢満18歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。個人会員は、その会員資格の有効期間中、諸規定の定めるところに従い、本施設を利用する権利があります。

② 法人会員

法人会員は、日本国内法に従って設立され、日本国内に本拠となる事業所を設置する法人を対象とし、当該法人がその会員資格を有します。法人会員には、その法人に所属する年齢満18歳以上の個人1名を指名会員（以下「指名会員」といいます。）として指名していただきます。指名会員は、法人会員の会員資格の有効期間中、諸規定の定めるところに従い、本施設を利用する権利があります。

第5項 運営者は、上記以外の会員の種別を設けることができます。また、現在および将来の会員の種別およびその内容ならびに条件を決定することができるものとします。

第6項 会員資格の有効期間は、入会が承認された日から1年間とします。

第7条（入会手続・更新手続）

第1項 入会申請者は、運営者が別途定めるところにしたがい、必要な情報を記載した入会申請書を運営者に提出したうえで、入会審査を受けることを必要とします

第2項 入会申請者は、入会の承認を受けた場合、次条に定めるところに従い、運営者が別途定める金額の入会金/年会費を支払わなければなりません。

第3項 前項の入会金/年会費のご入金がなされたことが運営者にて確認され、その他運営者が別途定める入会書類一式を受領した時点で、入会申請者が正式に入会したものと認めます。

第4項 有効期間満了時における会員資格の更新を希望する方は、有効期間満了日の1か月前までに、運営者所定の更新申請書に必要事項を記載のうえ、提出してください。この場合、前条第3項に従い更新の審査を実施することとし、更新が承認された場合には、更新時入会金/年会費をお支払いいただく必要があります。

第8条（入会金/年会費）

第1項 会員は、運営者が別途定める入会金/年会費を、運営者が発行する請求書に基づいて所定の期日までに支払います。運営者は、入会金/年会費の額ならびにその支払方法時期を決定し、または変更できるものとし、その場合の会員に対する通知は運営者の定める方法によります。

第2項 前条4項に従い会員資格を更新した方は、運営者が発行する請求書に基づいて所定の期日までに更新年会費を支払うものとし、但し、更新年会費については、初回入会後における諸規定の変更状況にかかわらず初回入会時の金額が適用されます。

第3項 前2項に従い支払われた入会金/年会費及び更新年会費は、その事由にかかわらず一切返還されません。

第9条（会員の権利と義務）

第1項 会員（法人会員の場合は指名会員）は、諸規定に従って本施設の施設および付随するサービスを利用することができます。

第2項 会員資格は、会員または指名会員に対して本施設の施設および付随するサービスの利用権を設定するだけであり、本施設の施設その他の有形無形の財産に対し、いかなる権利も設定するものではありません。

第3項 会員及び指名会員は、本施設の健全な発展に貢献する義務を負います。

第4項 会員及び指名会員は、第7条2項及び第8条により支払う入会金/年会費のほか、本施設の利用の都度、運営者が別途定める利用料を納付する義務を負います。

第5項 会員及び指名会員は、諸規定を遵守する義務を負います。法人会員は、指名会員による諸規定の遵守について保証し、指名会員がこれらに違反した場合における一切の責任について負担するものとし、

第10条（同伴者及びゲスト会員）

第1項 会員は、諸規定の定めるところに従い、本施設に同伴者を招待して利用することができます。1回あたりの利用に対して、同伴者は3名までとし、同伴者についても諸規定に従って本施設を利用していただきます。

第2項 会員または指名会員は、月10回を上限として、ゲスト会員を招待して本施設を利用させることができます。すべてのゲスト会員は、その利用にあたって、紹介者であるメンバー会員を指定して予約することを要するものとし、同メンバー会員の1月当たりの利用上限回数を超えている場合には利用できません。なお、ゲスト会員の同伴者数は前項と同様とします。

第3項 会員及び指名会員は、ゲスト会員及び同伴者による諸規定の遵守及び本施設の利用に伴うすべての行為について連帯して保証することとします。仮に、ゲスト会員または同伴者による不適切な行為等に起因して運営者に対して債務を負担した場合には、これについて連帯して責任を負うこととします。なお、ゲスト会員または同伴者についても、第17条に基づいてゲスト会員資格または本施設の利用権限を資格停止または除名処分を行うことがあり、この場合は、第17条がゲスト会員または同伴者に準用され、以後本施設を利用することはできません。また、ゲスト会員または同伴者に対して資格停

止または除名処分を行う場合は、当該ゲスト会員または同伴者を運営者に紹介したことがある会員に通知を送付することをもって資格停止又は除名処分の効力が発生するものとします。

第 11 条（指名会員の変更）

第 1 項 法人会員は、運営者が定める手続きに従い、指名会員を変更することができます。

第 2 項 指名会員を変更する場合、会員は、本施設に速やかに報告してください。

第 5 章 利用料金その他の債務および責務

第 12 条（利用料金の支払い）

会員、指定会員、ゲスト会員は、本施設の利用の都度、運営者が定めるところに従い、本施設利用料金を支払うものとします。

第 13 条（本施設会則および諸規定違反により生じる債務）

会員は、会員本人、自らの指定会員またはゲスト会員及びこれらの同伴者が諸規定または法令等に違反したことによって、またはこれに関連して、本施設、本施設スタッフまたは本施設の他の利用者に対し損失、損害、費用または経費を生ぜしめた場合、その全額について、違反者個人と連帯して補償および賠償の義務を負います。運営者は、当該違反者及び会員に対して、損害の賠償を請求でき、その場合、当該会員はその損害を全て直ちに賠償するものとします。

- 第 6 章 会員資格の譲渡等

第 14 条（譲渡等）

本施設の会員資格について、これを第三者に譲渡すること、または第三者の担保に設定することその他一切の処分はできません。

- 第 7 章 諸手続き

第 15 条（本施設からの退会）

第 1 項 会員は、運営者の定める手続きに従い、いつでも退会申請ができます。運営者は、必要事項が記載された退会申請を受理した場合、退会受理書を送付することとし、同日をもってその会員が退会した日付として処理します。なお、会員において、運営者に対して未払の債務が存在する場合、退会時までこれを支払うことを要します。

第 2 項 以下に該当する場合は、該当する会員は退会するものとみなされます。

- 1 会員が死亡した場合
- 2 本施設の全てが閉鎖となった場合

第 3 項 会員は、本施設を退会したときに会員としての一切の権利を失い、本施設の利用ができなくなります。

第 16 条（休会）

休会は受け付けておりません。

- 第 9 章 会員の資格停止および除名処分

第 17 条（会員資格停止及び除名処分）

第 1 項 運営者は、会員または指名会員に以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、その裁量により、当該会員または指名会員の会員資格を一時停止し、その情状が重いと判断される場合には、除名することができます。

1 本施設の利用料その他会員が運営者に対して負担する債務についてその支払いを怠った場合で、運営者からの督促から 10 日以内に未払を解消できない場合

2 本会則、利用規約を含む諸規定に違反したとき、またはその相当の疑いがある場合

3 本施設入会時または利用時に提出した誓約書に反する行為を行った場合、または誓約事項に反する事実が判明した場合

4 事由の一切に関わらず、犯罪に関与し、またはその嫌疑を受け逮捕または起訴された場合

5 破産もしくは民事再生の申立、手形・小切手の不渡り等の支払停止状態、差押、競売、仮差押等の保全処分等により財務・信用状態の不安が生じた場合

6 他の会員、本施設利用者または本施設スタッフに対する迷惑行為があった場合

7 本施設または運営者の名誉または信用を毀損した場合

8 住所変更の届出を怠るなど、自らの責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になった場合

9 前各号の他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった場合（私生活上の事柄を含む）

第 2 項 資格停止期間中は、本施設の利用は一切できません。

第 3 項 資格停止または除名処分は、本会則第 21 条に従い本施設に登録された住所宛の郵便にて通知書を送付することにより、発送時にその効力を発生するものとします。

第 4 項 運営者は、その裁量により適宜その会員資格停止を解除することができます。その場合、運営者は、当該会員宛てに会員資格停止処分の解除の通知を行うこととします。

- 第 10 章 免責

第 18 条（免責）

第 1 項 会員及び指名会員は、自己の責任において本施設を利用するものとし、本施設内に滞在している間、または本施設外においてその身体または財産にいかなる損害が生じた場合であっても、かかる損害が運営者の過失あるいは本施設に設置された設備の瑕疵に基づく場合を除き、運営者は、その損害に一切の責任を負わないものとします。

第 2 項 本施設の利用者は、本施設において提供される各種サービス（フィットネスプログラムやリフレクソロジーその他のサービス）については、運営者ならびに施術者の指示に従うほか、会員およびゲスト自身の体調・健康面を自ら判断し、自己の責任においてサービスを受けるものとします。利用者

が、本施設内で、運営者以外の第三者が提供するサービスを受けた場合には、当該サービスに関して何らかの事故が生じたとしても、運営者は一切の責任を負いません。

第3項 運営者は、本施設内において発生した会員または他の利用者との間における事件・事故 その他トラブルの一切について、自らの責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第4項 運営者は、本施設の永続性、サービスの普遍性等について何らの保証を行わないものとします。天変地変、火事、戦争、テロ行為、感染症の流行等の不可抗力その他の事由のいかんにかかわらず、会員資格の有効期間中といえども、やむを得ない事由により本施設の営業停止・休止、移転、閉鎖等があったとしても、運営者はこれに対する責任を負担しません。

- 第11章 雑則

第19条（店長）

運営者の店長を本会則に定める事項を執行する総責任者とします。

第20条（会員同士ならびに会員と本施設とのビジネス・リレーション）

運営者は、すべての会員またはそのゲストによる、一個人または特定の企業・団体等の営利活動、勧誘活動、政治的活動、宗教的活動、異性・同性を問わず利用者同士のネットワーキング等を目的とした行為、ならびにそのための他の会員の紹介や会員の情報の提供を一切認めていません。また、その様な行為を会員が本施設ならびに本施設スタッフに要望することもできません。

第21条（通知）

第1項 会員は、本会則または諸規定に基づくすべての通知、請求書その他の連絡の必要上、送付先としての住所を本施設に登録し、登録した住所の変更等がある場合は、細則に従って直ちに本施設に通知しなければなりません。

第2項 会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された住所宛てに送付されるものとします。ただし、通知に関しては、本施設は、本施設が開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができるものとします。

第22条（解釈および紛争）

本会則を含む諸規定及び本施設の利用に関する紛争または解釈の相違は、運営者によって決定されるものとし、その決定は最終的なものであり、関係する全当事者を拘束するものとします。

第23条（営業日ならびに営業時間）

本施設の営業日ならびに営業時間は、その裁量に基づき変更できるものとし、変更のある場合は、運営者より通知いたします。

第 24 条（休館）

本施設で急なメンテナンスを要する時は、一定期間休館させていただきます。また他にも、休館させていただくことがあります。その場合は、運営者より通知いたします。

第 25 条（プライバシーポリシー）

本施設に関連する個人情報の取り扱いについては、運営者のプライバシーポリシー（※<https://LOCA.THE CLASS..co.jp/privacy/>）に基づいて取り扱われます。

発効日：2023 年 8 月 15 日現在